

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 7 月 31 日 京都地方法務局 登記官 岡田篤義  
記

- 1 手続番号  
第 1300-2024-0002 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
京都市左京区静海市市原町 35 番